

IV 免許取得後の宅建業者が行うこと

免許取得後① 事務所に設置すべきものについて

宅建業者は、標識の掲示等が義務付けられています。

1 業者票の掲示(法第50条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に業者票を掲示してください。

＊ 令和7年4月から業者票の様式が変更となります。(右図波線が変更後)

2 報酬額表の掲示(法第46条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に報酬額表を掲示してください。

3 帳簿(取引台帳)の備え付け(法第49条)

事務所ごとに業務に関する帳簿(取引台帳)を備え、取引のあったつど記載してください。

また、帳簿(取引台帳)は、事業年度末から5年間(自ら売り主となる新築住宅に係るものにあつては10年間)保存してください。

4 従業者証明書の携帯と従業者名簿の備え付け(法第48条)

(1) 従業者証明書

宅建業者は、従業者に、従業者であることを証する証明書を携帯させてください。

従業者は、取引関係者の請求があったときは、従業者証明書を提示してください。

従業者証明書番号の振り方については、「添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p.30)を参照してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通省 () 第 号 知事
免許有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号()

(2) 従業者名簿

事務所ごとに従業者名簿を備え付けてください。

取引関係者の請求があったときは、閲覧に供してください。

最終記載日から10年間保存してください。

従業者名簿					
氏名	住所(住所変更時)	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか(有/無)	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者となった年月日

＊ 令和7年4月以降の様式です。

＊ 書式は(公社)埼玉県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会で購入できます。また、一部の書式は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について

宅建業者が行う主な申請届出は、以下のとおりです。

手続きの詳細は、埼玉県ホームページから確認してください。

1 更新申請

有効期間の満了後、引き続き宅建業を営もうとする方は、有効期間が満了する90日前から30日前までの間に、更新免許申請書類を提出してください。

免許の有効期間が満了すると、自動的に免許は失効しますので注意してください。

2 名簿登載事項変更届出書

以下について変更があった場合には、30日以内に変更届出書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 事務所の変更（移転・新設・廃止・名称変更）
- (3) 代表者の改姓改名
- (4) 法人役員の変更（就任・退任・改姓改名・代表者の交代）
- (5) 専任の宅建士の変更（就任・退任・改姓改名）
- (6) 政令使用人の変更（就任・退任・改姓改名）

3 廃業等届出書

免許有効期間中の業者が、宅建業を廃業する場合は、廃業等届出書類を提出してください。

なお、営業保証金を直接供託した業者については、廃業等届出書類を提出した後に、営業保証金を取り戻すための手続きが必要です。

4 50条2項の届出書

契約の締結又は申し込みを行う案内所等を設置する場合は、案内所等の所在する都道府県に届出書類を提出してください。

＊ 提出先は免許権者ではありません。

5 住宅瑕疵担保履行法の届出書

新築住宅を引き渡した場合は、年1回の基準日（3月31日）から3週間以内に、保険加入などの資力確保措置について、届出書類を提出してください。

免許取得後③ 営業保証金供託済届出について

以下の場合には、営業保証金供託済届出書を持参してください。
提出時には、供託書の原本の提示と写しの提出が必要です。

＊ 保証協会加入業者は手続不要です。

(1) 営業保証金を供託した場合

- ア 新規免許の取得
免許通知ハガキを併せて持参してください。
- イ 事務所の新設
変更届出書類を併せて持参してください。
- ウ 不足額の発生
- エ 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失

(2) 保管替え(供託所の変更)をした場合

(3) 供託物を差し替えた場合

供託書 (営業補償)		字加入 字削除	頁 ／																						
申請年月日	令和7年 3月 23日	法令条項	宅地建物取引業法第25条 令和6年度金第●●号																						
供託書の表示	さいたま地方務局上尾出張所	供託 の 原因 たる 事実	供託者は、令和7年3月20日宅地建物取引業の免許を受けた者であるが、このたび、事業開始に当たり供託者肩書地に主たる事務所を設けたので、所定の営業保証金として金1000万円を供託する。																						
供託者の住所氏名	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 株式会社埼玉不動産 代表取締役 埼玉 太郎																								
及び 官 庁 の 名 称	埼玉県知事免許番号(1) ●●●●●●号																								
備考																									
供託金額	<table style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			1	0	0	0	0	0	0	0	0
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円															
		1	0	0	0	0	0	0	0	0															
上記供託を受理する。		供託金の受領を証する。																							
令和7年3月23日 さいたま地方務局 供託官 ●●●●		令和7年3月23日 日本銀行 さいたま営業部																							
供託官 の印		日本銀行 代理店印																							

営業保証金供託済届出書

埼玉県知事

届出者 商号又は名称 **有限会社 県庁不動産**
郵便番号 (**330-9301**)
主たる事務所の **さいたま市浦和区高砂3-15-1**
所在地 **第2庁舎マンション103**
氏 名 **代表取締役 埼玉 太郎**
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (**048**) **830-5492**
ファクシミリ番号 (**048**) **830-4887**

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
※ ※ **11** (1) **987654**

供託の原因 1	1. 新規免許の取得 (法第25条) 2. 事務所の新設 (法第26条) 3. 不足額の発生 (法第28条) 4. 保管替え等 (法第29条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15) 6. 変換 (差し替え)		
供託番号		供託年月日	供託所
R06 年度 1金2証3国 第 99 号		令和7年3月23日	さいたま法務局 支局 地方 上尾出張所
金銭の場合の供託額 (円)		1000000	
有価証券の場合の供託額		額面 円	
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)			
振替国債の場合の供託額 (円)			
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号		供託年月日
	年度	1金2証3国 第 号	年 月 日
	年度	1金2証3国 第 号	年 月 日
	年度	1金2証3国 第 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名称	所在地	
	本店	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 第2庁舎マンション103	